

二宮地域における地域団体及びマンションとの連携施策検討業務 仕様書

1. 業務名

二宮地域における地域団体及びマンションとの連携施策検討業務

2. 目的

現在、区内の約9割が集合住宅であり、また、約25%が大規模集合住宅の居住者であること等から、地域とマンション住民の関係は希薄であることが多い。また、地域団体において、少子高齢化の現状から、地域活動の担い手は、今後も今以上に固定化する懸念があることや、活動を活性化させたい等の課題を持っている。

そこで、地域とマンション住民の顔が見える関係づくりや、自助・共助が働く地域社会の素地づくりを目的とした方策を検討し、その連携施策を地域で継続して実施する。

3. 委託期間

委託契約締結日～令和2年3月31日

4. 業務内容

二宮地域の地域団体（ふれあいのまちづくり協議会や自治会 等）とマンションを対象にヒアリングやアンケート調査等を実施することで両者の連携に対する意向を図り、その方策を検討する。

(1) 事業計画の作成

業務の実施に先立ち、「2. 目的」を達し、共同での事業実施に向けた効果的な業務計画、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成する。特に、以下の項目を重視して計画を検討・作成し、業務に取り掛かること。

- ①地域団体へのヒアリング等調査・分析〔調査対象、アプローチ方法 等〕
- ②マンションへのアンケート等調査・分析〔調査対象、アプローチ方法 等〕
- ③地域団体及びマンションとの連携施策の分析・検討・実施支援
〔調査結果の分析、ワークショップの開催、実施支援 等〕

(2) 地域団体へのヒアリング等調査・分析

①調査項目の作成

区と十分協議し、学識経験者等の意見も踏まえ、地域活動やマンションに対する課題や現状、マンションとの連携意向等を踏まえた調査項目を設定する。

②調査の実施

地域団体を対象に調査を実施し、必要に応じて、その構成団体にも実施すること。

③調査結果の分析

結果を基に、地域における課題や現状を把握し、マンションとの連携方法やマンションへの調査方法等を検討する。

(3) マンションへのアンケート等調査・分析

①調査対象マンション一覧の整理

調査対象であるマンションの一覧データの整理をする。

なお、本区より、既存分譲マンション一覧データを支給する。

②調査項目の作成

区と十分協議し、学識経験者等の意見も踏まえ、マンションにおける課題や現状、地域団体との連携意向を踏まえた調査項目を設定する。

③調査の実施

・マンションへのアンケートを実施する前に、地域との連携の必要性を対象マンションに理解してもらうための方策を検討し、調査に活かす。

・マンション管理組合への協力依頼や調査、居住者への調査を実施する。(40～50棟程度を想定。)

④調査結果の分析

・マンションに地域団体と連携してもらうための働きかけの方法を検討する。

・地域団体との連携方法を検討する。

(4) 地域団体及びマンションとの連携施策の分析・検討・実施支援

(2)、(3)で実施した分析結果を基に、地域団体及びマンションとの具体的な連携施策を分析する。

・より多くのマンションに連携施策の検討に関わってもらうための手段を検討・実施する。

・地域団体とマンションとでワークショップを必要回数実施するなど、連携施策を検討する。

・その連携施策の実施に向けた支援を行う。

(5) 連携施策の振り返り等

・対象団体と連携施策を継続させるために振り返りを行う。

・連携できていないマンションへの働きかけなど、今後に向けた業務の改善策を検討・実施する。

5. 成果品

・業務計画書の作成

・各調査票の結果データ (提出：CD-R)

・各調査報告概要版の作成 (提出：2部, CD-R)

・ワークショップの記録の作成

・調査及び分析、検討結果をまとめた報告書の作成 (提出：2部, CD-R)

※不参加マンションへの波及効果の検討を含むこと

・業務一連の経緯及び記録の作成

6. その他

・管理会社及び管理組合と調査実施に関する協議を進めていく上で、了承が得られないまたは、本区が実施の必要がないと判断したことにより調査対象が想定より増減する場合は、協議の上、契約変更を行うものとする。

・業務の遂行において必要となる図書等の資料は、貸与する。また、貸与された図書等の資料は、

必要がなくなった場合は、直ちに返還するものとする。

- 本業務で作成した全ての成果品の権利は、本区に帰属するものとし、本区の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。
- 受託者は、業務を履行するにあたり、本区と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- 受託者は、業務の履行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、または仕様書に明記していない事項については、本区と前もって協議し、その指示に従わなければならない。

7. お問い合わせ先

神戸市中央区総務部まちづくり課 松尾, 大西

住所：〒651-8570 神戸市中央区雲井通5丁目1番1号

TEL：078-232-4411（内線：212）

FAX：078-242-3599

E-mail：chuomachi_jigyou@office.city.kobe.lg.jp